

北斗市北海道議会議員選挙長告示第5号

得票数が同じ場合の当選人の決定について

公職選挙法第95条第2項の規定により、得票数が同じ者の当選人の決定にあたっては、選挙会において選挙長がくじにより決定することになっており、その方法は次のとおりとする。

令和 5年 3月31日

北斗市北海道議会議員選挙長 種 田 信 二

1 選挙長が行うくじの対象者及び方法

(1) くじの対象者

得票数が同じで当選人と決定する必要がある者。

(該当候補者又はその代理人のくじによる。)

(2) くじを引く順序を定めるくじ

くじの対象者となる者の2倍のくじ棒をくじ棒入れに入れ、立候補届出番号の順により順次取り出したくじ棒の少ない数の番号をもって当選人決定のくじを引く順序とする。

(3) 当選人決定のくじ

くじの対象者となる者の2倍のくじ棒をくじ棒入れに入れ、(2)により決定した順序により、順次取り出したくじ棒の少ない数の番号をもって当選人と決定する。

(4) その他くじに関し必要な事項は、選挙長が定める。